

北野台パソコンクラブ「いろはにほ2歩へと10」会則

1、名称

本会は北野台パソコンクラブ「いろはにほ2歩へと10」と称する。

2、目的

本会はパソコンに関連する情報交換を気楽に話し合える場を作るとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

3、会員

入会者は会費と共に入会申込書を提出することにより、会員となることが出来る。

ただし、クラブの目的に反する不適切な行為があるとき、または政治、宗教、営利目的等クラブの目的にふさわしくない行為があるときは、会長は警告、是正、除名等適当な処置をすることが出来る。

4、会費

- (1)通常会費は、原則年額2,000円とする。但し年度途中で懇親会費用・その他の費用として臨時会費を徴収することが出来る。
- (2)家族会員会費、下期入会者会費は年会費の半額とする。
- (3)分科会受講者(新入会員講座を含む)に対しては、1回300円の会費を徴収する。
- (4)通常会費の支払いは年度当初、入会の都度、臨時会費はその都度とする。
- (5)次年度会費は当年度末までに、臨時会費はその都度、幹事会で決定する。
- (6)中途退会する場合でも、会費の返還はしない。
- (7)通常会費の支払いがない場合は会員資格は失うが、最終的には幹事会においてこれを決定する。

5、定例会・幹事会

- (1)定例会は原則として奇数月および4月、12月の年8回開催する。
開催日時の決定は自治会館の会場を予約できた日の午後1時～3時としホームページで通知する。
- (2)幹事会は会長が随時召集することが出来る。

6、役員を選任

総会において、会員の中より、次の役員を選任する。

会長 1名 (本会を代表し、会務を統括する)

副会長 1名

幹事 若干名 (定例会の運営、会場予約、指導講師との連絡、会員への連絡、自治会との連絡、パーティの運営等を分担して行う)

会計 1名 (会計業務とともに、入会、退会の手続き、名簿作成を行う)

監査 1名 (会計監査)

7、役員任期

1年とする。ただし再任を妨げない。

8、総会

定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

また会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催する。

9、会計年度

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

10、付記

- (1)平成20年4月19日制定
- (2)平成23年4月13日改定